

香川県条例第15号

公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例（昭和28年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(衛生等に係る措置の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 前号本文の消毒を行う場合は、浴槽水の<u>残留塩素濃度</u>を頻繁に測定し、規則で定める<u>残留塩素濃度</u>となるよう努めるとともに、その測定した結果を測定の日から3年間保管すること。</p> <p>(10)～(18) 略</p> <p>(19) 7歳以上の男女を混浴させないこと。<u>ただし、衣類を着用させて入浴させる場合その他の公衆浴場の利用目的又は利用形態から風紀の保持に支障がないと知事が認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(衛生等に係る措置の基準)</p> <p>第5条 前2条に規定するもののほか、公衆浴場業を営む者が公衆浴場について講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に係る措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 浴槽水は、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう塩素系薬剤を用いて消毒を行うこと。ただし、湯水の性質等により当該消毒を行うことができない場合、当該消毒を行うことが困難であると認められる場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、適切な衛生措置と知事が認めるものを講ずるときは、この限りでない。</p> <p>(9) 前号本文の消毒を行う場合は、浴槽水の<u>遊離残留塩素濃度</u>を頻繁に測定し、規則で定める<u>遊離残留塩素濃度</u>となるよう努めるとともに、その測定した結果を測定の日から3年間保管すること。</p> <p>(10)～(18) 略</p> <p>(19) 7歳以上の男女を混浴させないこと。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。